

再意見書

平成13年6月22日

情報通信審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 540 - 8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいいしゃ

西日本電信電話株式会社

あさだ かずお

代表取締役社長 浅田 和男

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成13年5月18日付け情審通第103号で公告された第二次答申草案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

「接続ルールの見直しについて」の二次答申草案への 意見に対する再意見について

平成 13 年 6 月 22 日
西日本電信電話株式会社

他事業者意見	弊社の考え方
【屋内配線の取扱いの明確化】 ○NTT東西が屋内配線を設置していない場合、Bフレッツでのユーザからの要望に対する取扱いと他事業者からの引き込み要望と同等の取扱いをすることを要望いたします。 ●NTT東西がすでに屋内配線を設置しており、空き芯線がある場合はアンバンドルの対象設備とすることを要望いたします。 ●NTT東西が屋内配線を設置していない場合、Bフレッツでユーザからの要望に対する取扱いと他事業者からの引き込み要望と同等の扱いをすることを要望いたします。 【イー・アクセス p3 ①】	○光信号端末回線伝送機能とあわせて、弊社が既に屋内配線を設置しており空き芯線がある場合は、接続約款に基づき提供する考えです。 しかしながら、弊社が屋内配線を設置していない場合については、 ①屋内配線は、端末設備として基本的にはお客様にご用意頂くこととしていること ②敷設に当たっての諸条件は弊社と他事業者では同等と考えられること 等の理由により、弊社が他事業者のために屋内配線を敷設してまで提供する義務はないものと考えます。

他事業者意見	弊社の考え方
【保守用芯線・予備芯線の取り扱いの明確化】 ○保守用や予備芯線の運用方針があいまいであれば、例えば他事業者の要望に対して空き芯がないと拒絶しつつ、Bフレッツユーザに対してはこれらの芯線を流用するような恣意的な運用がおこなわれる懸念があります。保守用芯線・予備芯線の考え方及び実態を開示し、自らのサービスに対し便宜を図るなどの恣意的な運用を禁止することを要望いたします。 【イー・アクセス p3 ②】	○保守用芯線、故障予備芯線については、他事業者や弊社に係わらず、共用の保守・故障対応用の芯線として光ファイバ設備の支障移転や故障時等に使用されるものであり、当該芯線を他の目的に流用することはありません。 なお、既に、中継光ファイバ設備に関して弊社が提供可能な芯線数についてはwwwにて情報開示されており、加入光ファイバ設備の設置状況についてもエリア単位で、順次、情報開示させていただきます。

他事業者意見	弊社の考え方
【インプテーションルールの導入について】 ○また、NTT東西のこれまでの接続料算定方法では、回線数や芯線数、トラヒック数などを基準に算定されていますが、接続事業者への条件とNTT東西の利用分の条件が異なっているのではないかと考えます。例えば、光ファイバの接続料については、予備芯線を除いた芯線数等で接続料を算定しているにもかかわらず、NTT東西は自社のサービス提供用に予備芯線を確保しており予備芯線はNTT東西しか使用できないため、いわばNTT東西は無料で予備芯線を使用しているのが現状となっています。 【イー・アクセス p5 ①】	○光ファイバの料金は、加入者回線として用いていない予備芯線（故障時の応急復旧用を含む全ての空き芯線）を含む全ての芯線コストを加入者回線として提供している芯線で賄う料金算定を行っております。従って、予備芯線のコストは、弊社も他事業者も使用する芯線数に応じたコスト負担をしており、弊社のみが負担している訳ではありません。 故障時の応急復旧用として一定数確保している芯線については、加入者回線を利用する全事業者（弊社を含む）に対して、故障時の応急復旧用に提供されるものであり、公平な利用がなされます。

他事業者意見	弊社の考え方
【インピーションルールの導入について】 ○また、局間ファイバの保守を接続事業者に対しては「24時間故障修理をしない」としているのに、NTT東日本で利用する場合には「24時間故障修理をしている」などの違いが見受けられます。このように利用条件および接続事業者との公正競争条件について疑問を抱かざるをえません。したがって、NTT東西の利用部門の利用実態についても接続事業者と同等の扱いが行われているかどうかを厳重に監視し、接続事業者は接続料に見合った内容を享受できているのかどうかについて公平性を確保する必要があります。答申案P.29の図に「接続料は基本的に同一」との記載がありますが、付けくわえて「接続料に見合う接続内容も基本的に同一」になるよう強く要望いたします。 【イー・アクセス p5 ①】	○現在の加入者線の保守は、基本的に、故障受付は24時間対応で、故障修理は営業時間内での対応を行っており、今回の光信号端末回線伝送機能の接続料は、その保守レベルに対応したものです。 24時間の故障修理対応については、実際の故障発生状況等を注視しながら、今後検討していく考えです。 ○現在の中継伝送路は基本的に24時間保守を行っており、他事業者へ提供する中継ダークファイバについても既存の保守体制で対応可能であることから、同様の24時間保守を実施する考えです。 詳細な保守運用内容については、事業者間協議のなかで説明させていただきます。

他事業者意見	弊社の考え方
【技術開示及び接続料金の設定について】 ○インターフェースが決まらなければ事前調査申込書すら提出できません。弊社はNTT東日本から「Bフレッツファミリータイプ」の局内装置のインターフェース変更があった翌日（平成13年5月25日）すぐに事前調査申込書を提出しておりますが、NTT東日本が接続条件の設定をするのは、Bフレッツサービスの開始に大幅に遅れる見通しです。NTT東日本と全く同じインターフェースで同じ接続点で接続するため、設備の改造など一切かからないのですが、それでも、NTT東日本によれば事前調査は約1ヶ月程度かかる予定とのことでした。一方で、NTT東日本が地域IP網を介した相互接続（フレッツADSLおよびBフレッツ）の場合は非常に多数の接続事業者に対して1～2週間で事前調査の回答をしており、相互接続に関して恣意的な運用を行っているのではないかと懸念を抱かざるを得ません。総務省より平成13年1月31日に「指定電気通信設備を設置する事業者においては、自社のサービス開始より前に、或いは少なくともほぼ同時期に接続条件の設定を行うよう努めるべきである」と行政指導が行われたばかりですが、指定電気通信設備である「Bフレッツ」とのGC局接続で現在、NTT東日本による反競争的ともとられかねないような行為が見受けられます。NTT東日本は光ファイバの接続算定において、平成19年度には平成11年度の実に約22倍もの需要を想定しており、そのうち何割かは接続事業者の利用分も見込まれていることとは思いますが、現状のようなNTT東日本の相互接続の対応では到底達成することはできない目標と考えます。 【イー・アクセス p5 ②】	○弊社は、「接続ルールの見直しについて」答申案（平成13年5月18日）を受け、現在試験提供中の「光・IP通信網サービス（仮称）」の本格提供に先立ち、加入者光ファイバをシェアリングして使用する最大10Mb/sのシェアドアクセス方式を利用する光アクセスラインの収容局接続メニューを電気通信事業者向けに提供することとし、平成13年6月11日にその接続料金等の提供条件について認可申請を行っております。 なお、ベーシックタイプ・マンションタイプに用いるメディアコンバータ方式については、① 既にアンバンドル提供している光ファイバと市販装置であるメディアコンバータおよびSWHUBを組み合わせ、現在でも他事業者にて容易にサービス提供が可能であり、サービス提供の同等性が確保されていること、また②メディアコンバータおよびSWHUBは技術革新の激しい分野の機器であり、他事業者の継続利用が受けられない場合の設備リスクをNTTのみが負うこととなることから、あらかじめ接続約款に収容局接続メニューを設定する考えはありません。 仮に、ダークファイバとメディアコンバータをセットで接続を要望される場合には、メディアコンバータについては、設備リスクを回避する提供条件（最低利用期間の設定等）を設定する考えです。

他事業者意見	弊社の考え方
【試験サービスと接続料の関係について】 ○（略）東西NTTは新サービスについてはすべて試験サービス期間を設けることにより常に一年程度は他の事業者を競争から排除したまま独占的にサービス提供が可能となってしまいます。（略）試験サービスか本格サービスかに関わらず東西NTTはサービスの提供に先立ってそのサービスに対応する接続料を設定すべき。 【C&WIDC 3】	○試験サービスについては、電気通信事業法施行規則第19条の2第3号または同第21条の2第2号ホに定められており、「利用者の範囲及び期間を限定して」提供することとされております。 接続約款に規定のない指定電気通信設備による新たな機能を利用して提供する利用者向けサービスについては、試験サービス期間中に当該サービスの受容性及び利用環境の把握、NW輻輳等の影響の確認、収容設計・伝送品質等の検証を行うため、その諸条件の検証が十分になされた後でなければ具体的な接続条件等について接続約款に定めることは困難であることから、本格的な利用者向けサービスの開始と遅くともほぼ同時期に、その指定電気通信設備の新たな機能の利用に関し必要となる条件を設定し、これを接続約款に定めるよう努めることとしております。 なお、他事業者からの接続要望があれば、試験サービス期間中であっても、アンバンドル提供の協議を実施し、具体的な接続条件等について協議が整い次第アンバンドル提供を行う考えです。

他事業者意見	弊社の考え方
【利用者向け料金と接続料の水準】 ○第Ⅱ章 第3節－6の図表18においては利用者向け料金と接続料の比較があり、あたかも接続料が下回っているかに見えるが、料金個々に見た場合にその実感はない。それは①NTT殿の利用者料金の根拠となる項目・内訳が不明であって何が包含されているかが不明である。②例えば、ルーティング伝送機能(5月15日申請)のようにフレッツADSLでは800円/1.5Mと低額であるのに対し、54800円/1.5Mという高額な接続料となっており、実際とは乖離していると考えざるを得ない。 【大阪めたりっく 4】	○利用者向け料金はサービス開始時に予想される原価と需要を基に算定するのに対し、接続料は毎年の接続会計実績等をベースに把握したコストや、実績の需要等を基に算定するなど算定方法が異なり、また料金体系も異なるところではありますが、サービス全体としては、接続料の水準が利用者向け料金の水準を下回っており、問題ないものと考えます。 なお、例示されているルーティング伝送機能の料金額(54,800円)はユーザ単位の接続料ではなく、ポート単位の接続料を1.5M換算(877,840円÷(24Mb/s÷1.5Mb/s))したものであります。 また、フレッツADSLの800円という金額についても販売費用を含む利用者向け料金のフレッツADSLとADSL接続サービスの差分を指していると考えられ(次ページ(参考)参照)、地域IP網部分(ルーティング伝送機能相当)の料金相当を正確に表しているものではないため、これらの数値を比較して、ルーティング伝送機能の接続料と利用者向け料金との検証を行うことは意味がないと考えます。 ※次頁へつづく

他事業者意見

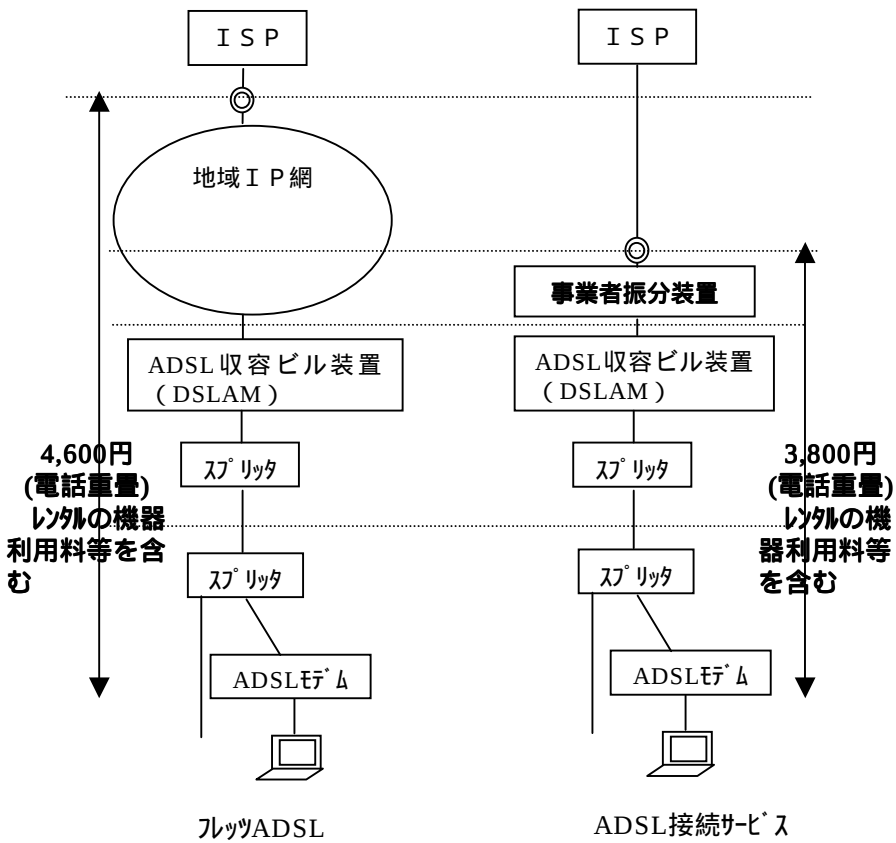
【利用者向け料金と接続料の水準】

【大阪めたりっく 4】

弊社の考え方

※前頁よりつづき

(参考)



「レッツADSL(4,600円)」と「ADSL接続サービス(3,800円)」の差額800円は、利用者向け料金には営業費を含む上、上図のとおり「事業者振分装置」分が正確に対応していないため、地域IP網の料金とは一致しません。

他事業者意見	弊社の考え方
【コロケーションの負担額】 ○第Ⅱ章 第7節—2のコロケーション負担額は、表記の建物等については一定の方向が見えてきたが、電力設備、空調設備、共通利用設備や共通スペースの占有度等については、答申の主旨に沿った運用とは言い難く費用面で、これらの見込み・算定方法が議論の対象となっている。したがって 現在の約款に示されている算出根拠が不明で、事業者間にも不均衡が生じているとの疑念をもつ負担額の算出とするのではなく、例えばDSLAM等実績があるものは架別の費用を明示する等 第三者にも明確であるものとすることを提案する。さらに共通利用設備や共通スペースは基本的な接続機能の一つとして整理し、サービス事業毎・ビルごと設備設置により明確にすべきものとする。 【大阪めたりっく 5】	○コロケーションに係る電力・空調費用の算定については、他事業者の設置する設備毎に必要な電力量(発熱量)に応じて、個別に算定を行っております。 コロケーション実績があるものの架別の負担額については、設置を要望される設備の大きさ・使用電力等が区々であるため、単純な比較は困難であると考えます。

他事業者意見	弊社の考え方
【事業者により異なる接続料の設定】 ○特定費用負担金の交付は偶然の結果として両社の接続料が同額になる根拠にはなり得ても、これを持って両社間で接続料に関し事前に連絡を取り合い申請すべき額を合意することを正当とする根拠にはなり得ないと考えます。 【C&WIDC 4】 ○東西NTT地域会社間において料金差を設けることは、以下の「IT特別部会」（第一次答申）にあるようにヤードスティックな競争の観点から、競争促進につながるとも考えられるため、答申草案に賛成いたします。 【KDDI p1 1】 ○ユニバーサルサービスの均一料金をどうするかについては、弊社としては、地域別接続料金を設定することによってユニバーサルサービスの均一料金確保に支障をきたすかどうかの議論を尽くしたあと、均一料金を確保できないと言う結論が出た場合には、ユニバーサルサービス基金を利用して均一料金を確保するためのコストに充てるべきであると考えます。 【レベルスリーコミュニケーションズ* 1】 ○NTT東西の経営実態に即して事業展開を行っていくというNTT再編成の趣旨から判断して、特定費用負担金制度の存在する平成13年度が終了した後、NTT東西により異なる接続料を設定することについては、賛同いたします。但し、異なる接続料の設定ありきではなく、まず同等レベルの接続料であるべきと考えております。例えば、電気料金は電力会社毎に異なりますが、その差異は地域性を考慮して常識的範囲内であると認知されています。このような常識的範囲内に収れんさせるためには、接続料の高くなる事業者については、接続料の低廉化に向けて、最大限の経営努力が図られる仕組みが前提となります。 【大阪メディアポート p1 (2)】 ○地域別料金は、ご指摘のとおり、不当な差別的取扱いにあたることのないように、地域毎のコストを適正に把握したうえで、慎重にご議論されることを望みます。 【TTNet p3 (2)】	○前回と同様の意見です。

他事業者意見	弊社の考え方
【利用者向け料金と接続料との関係】 ○個々の利用者向けサービスにおける利用者向け料金と接続料との関係については、例えば英国で採られているスタックテストや、米国で採られているインピテーションテストのような方式により、公平性を担保すべきと考えます。 ○また、NTT東日本・西日本の接続会計の結果は、管理部門：黒字、利用部門：赤字となっており、小売コストを含めた場合、利用者向けサービスが提供できないことを示しています。利用者向け料金と接続料との関係については、根本的には上記の観点から検討すべきであり、早急にその詳細を開示し、内部相互補助のチェックを行うべきと考えます。 ○なお、現状では利用者向け料金と接続料のみの議論が行われていますが、利用者向け料金は、ネットワークコスト(接続料)＋小売コストで成り立っており、小売コストを含めた検討が必要と考えます。 【JT p6 (3)】	○利用者向け料金については、平成12年10月より主要なサービスにプライスカップ規制が導入され、上限価格の範囲内で弊社の経営判断により競争状況を勘案し決定できるものとされており、更なる規制は自由な競争を阻害するものと考えます。なお、これまで利用者向け料金と接続料との関係については、接続約款の認可申請に際し総務省への報告とともに公表を行っているとおり、接続料の水準が利用者向け料金の水準を下回っていることを検証してきたところであります。(答申案p37図表18参照) ○小売コストの回収方法については、サービスの販売方法によって異なり、競争市場に依存することから、まさに各事業者の自らリスクを負った創意工夫により、各事業者の経営判断によって決定するものであり、競争市場に委ねられるべきものであると考えます。例えば新サービスの収支について当初は赤字であっても、営業努力により黒字化していくこと等は、弊社も他事業者もなんら変わるものではありません。個々のサービス(割引サービス)単位で接続料と利用者向け料金を比較することは、各社の創意工夫を制限する結果となるものと考えます。なお、今後予定している光IP通信網サービスの本格提供にあたっては、接続料相当のコストに一定の営業費等の必要なコストを加えた原価を基礎に利用者向け料金を設定する考えです。

他事業者意見	弊社の考え方
【事業者向け割引料金を設定するサービスの範囲】 ○答申草案を支持します。 【JT p7 3(1)】 ○基本的に全ての公衆網サービスについて事業者向け割引料金を設定すべきである。 【レベルスリーコミュニケーションズ` p2 2】 【テレサ協 p2 1－2(1)】	○全サービスに事業者向け割引料金を導入することは、弊社が新しいサービスを開発すれば、他事業者は開発に関わる一連のコストをかけずに利用することが可能であり、弊社が他業者に先行して新しいサービスを開発するインセンティブを無くすることとなりかねません。これは、相互接続の義務を有する第一種電気通信事業者共通の問題であると考えられ、各事業者が創意工夫を行い開発したサービスの競争による電気通信事業の発展が図られなくなるものと考えます。 ○弊社の指定電気通信設備については、アンバンドル提供のラインナップは揃っており、各社はその機能を用いて独自のサービスを提供できる状況にあります。従って、指定電気通信設備を保有する故に全てのサービスに事業者向け割引料金の導入を義務付けられるものではなく、他の第一種電気通信事業者と同様の扱いとすべきと考えます。

他事業者意見	弊社の考え方
【加入者回線における事業者向け割引料金】 ○答申草案を支持します。 【JT p7 3(2)】 ○「接続料」の算定という考え方に照らしたとき、事業者向け割引料金の電話・ISDN(INSネット64)の加入者回線への設定は、先に接続料規則で定めている帯域透過端末伝送機能の接続料(施設設置負担金の支払いを要さない場合にはその相当額を引いたもの)を事業者向け割引料金として適用すべきである。 【テレサ協 p3 1-2(2)】	○また、加入者回線(電話等基本料)に事業者向け割引料金を導入する場合は、事住別・級局別の効用料金体系を十分考慮する必要がある他、ユニバーサルサービス基金の導入方法や競争状況を見極め、慎重に検討する必要があります。

他事業者意見	弊社の考え方
【早期に導入されるべき事業者向け割引料金】 ○導入時期が明確にされるべきと考えます。 【C&WIDC 6】 ○答申草案を支持します。ただし、②ロ)における、定額的な事業者向け割引料金の設定については、問題があるものと考えております。 【JT p8 (3)】 ○着信側の加入者回線(INSネット1500等の基本料、施設設置負担金)については、特定の番号に限定されること、大幅な課金システムの変更等が生じないこと等を勘案すると、早期に実現可能と考えます。 ○特定番号向けの通信料(テレホーダイ、i・アイプラン等)への事業者向け割引料金の導入にあたっては、NTTの課金システム等への大幅な変更、事業者向け割引料金の対象にする通話を特定する仕組み(接続番号等の課題)を今後検討していく必要があると考えます。 ○また、全ての通信料については、NTTの課金システムの大幅な変更に加え、割引料金が適用可能となる事業者の範囲等について検討する必要があり、この点については、今後の電気通信市場の仕組みの変更となるため、慎重に引き続き議論する必要があると考えます。 【KDDI p4 1(2)】	○テレホーダイ、i・アイプラン等の割引サービスについても、現在の接続料の仕組み上では、指定設備利用部門が従量制接続料金体系の下で、指定設備管理部門に接続料相当を支払っております。仮に、テレホーダイ、i・アイプラン等の割引サービスに事業者向け割引料金を導入することは、指定設備管理部門に当該サービスの接続料金体系を導入することとなり、小売を行わない指定設備管理部門が指定設備利用部門及び他事業者の小売のリスクを転嫁されることとなり論理的に矛盾が生じます。 ○指定設備管理部門に準定額制サービスの接続料金体系を持ち込むことに関しては、本来、従量制接続料を負担している事業者との公平性について検討すべきであると考えます。 ○特定番号向けの通信料(テレホーダイ、i・アイプラン等)に事業者向け割引料金を導入するためには、現行の弊社利用者向け料金と事業者向け料金の割引率及び請求先等が異なるために、弊社社内システムへの開発が必要となります。改造にかかるコスト(数十億円と推定)については、接続要望事業者が負担するものと考えます。また、実現までの期間については、検討期間も含めて約2年の期間を要するものと想定されます。 ○テレホーダイ、i・アイプランについては、定額制サービスの普及(ADSL等)に伴い、需要は低減傾向にあること、電話サービス等の公衆網の市場規模が減少傾向にあること等の現状において、事業者向け割引料金を導入するメリットと、導入に伴う追加コストの大小を慎重に比較し検討すべきものと考えます。

他事業者意見	弊社の考え方
【事業者向け割引料金の原価対象費用の範囲】 ○競争促進と導入の容易性の観点から、NTT地域会社への接続の可否については、非接続でも可能とすべきであると考えます。 【MCIワールドコム 3】 ○一般論としては、接続・非接続を問わず、不当な差別的扱いとしない範囲で、自由で多様な取引条件による提供が可能となるものであり、このことについて答申に明示することを要望します。 【NTTCom p6】	○卸電気通信役務(非接続)の料金については、電気通信事業法の改正では認可制ではなく届出制であり、事業者向け割引料金の設定を義務付けるような事前の規制を設けることは法律の定めを超えるものであり、問題があると考えます。 ○また、接続を伴わない電話・ISDNの加入者回線については、現状では、お客様対応上、付加機能契約等と加入者回線(電話番号等)は一元的に管理する必要があること、電話がライフラインとしての位置付けであること、及びユニバーサルサービスを維持していく必要があることなどを考慮すると、弊社においてお客様からの問合せ対応を実施せざるを得ない状況であります。これにより、少なくとも接続を伴わない電話・ISDNの基本料を他社が再販売することとなっても、設備コストのほかに当該回線の提供にあたって実際に発生する問合せ対応等に関わる費用が発生することとなります。従って、接続事業者が全てお客様対応を行うことを前提とした帯域透過端末回線伝送機能の接続料に加えて、お客様対応等の費用についても必要となると考えております。 ○事業者向け割引料金の費用範囲は、アンバンドル機能とは異なり、サービス開発、プロモーション、お客様対応などが必要となり、単に設備コストに着目したアンバンドル機能の接続料金の費用範囲(電話のACの費用範囲をベースにしたもの)とは異なるものと考えます。

他事業者意見	弊社の考え方
【DSLに付随した電話サービスの再販】 ODSLを提供しております弊社としてはDSLと同様にラインシェアリングをしている電話サービスも再販してワンストップサービスを行い、現在DSLを提供していただいているお客様に利便性を享受いただきたいと考えております。したがいまして、電話サービスの再販が可能となるよう、特に①発信側の加入者回線についての事業者向け割引料金の早期実現を強く要望いたします。 【イー・アクセス p8 ①】	ODSLのラインシェアリングは、1つの電話回線のうち高周波数帯域のみを他事業者が利用者料金設定するものであって、電話帯域については、弊社サービスとして弊社が利用者料金を設定する考えであり、事業者向け割引料金等でDSL事業者に提供する考えはありません。 仮に、加入者回線を再販する場合には、利用者向け料金体系が事住別、級局別になっていること、通話料ともセットで再販となることを考慮すると、慎重な検討が必要と考えます。

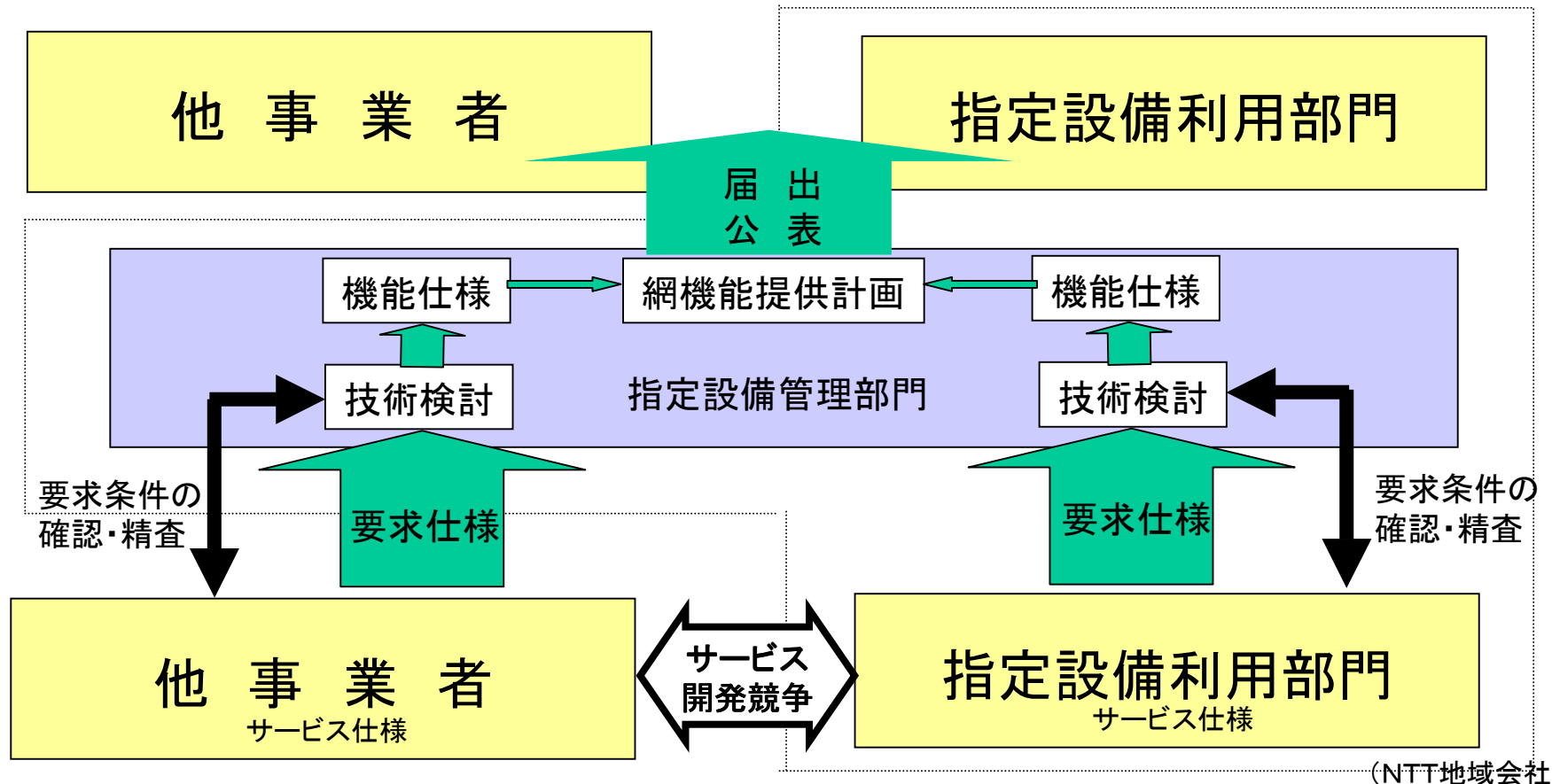
他事業者意見	弊社の考え方
【事業者向け割引料金の対象費用】 ○第Ⅲ章 第3節－4における割引料金の原価対象は確かに営業費用分は軽減化される部分はあると考えるが、利用者料金の原価に沿った部分のコストから生じる事業者向け料金があつてさらに営業費用の割引上積みと考えるのが本答申の主旨と考える。 因みに今回の専用線利用に関するキャリアズレートは①端末部分が局内で終始している②使用ケーブルや設備の収容率が高く効率がいい③使用回線の廃止率が低いなどコスト的要因が加味されるべきであると考ええる。 【大阪めたりっく 8】	○現行の専用サービスにおけるキャリアズレートについて、 ①局内終端減額を考慮することは、利用者向け料金からの割引料金という体系のため実現が困難であり、また、利用者と同等の条件でサービス提供している中で、事業者向けだけに減額を行うことは公平性に欠くものと考えております。 ②使用ケーブルや設備の収容率が高く効率がいい、という点については、企業等の大口ユーザが多数存在する専用線需要の中で二種事業者等を含めたキャリアズレート適用対象となる事業者の回線がより効率が高いとは必ずしも言えないと考えます。 ③使用回線の廃止率が低い、という点に関しては、事業者向け割引と併せて適用している長期利用割引によりそのコスト的要因が加味されていると考えております。

他事業者意見	弊社の考え方
【基本的考え方】 ○ 弊社共接続事業者は、NTT東西地域会社内「指定設備管理部門」で開発される網機能についての情報を、公正な競争条件のもとで入手することにより、お客様の利便性向上に向けた種々のサービスを提供したいと考えております。 ○ NTT東西地域会社内の「指定設備利用部門」と接続事業者とのイコールフットINGの観点から、公正競争確保に必要な情報の入手について、「指定設備利用部門」と接続事業者の間で同等とし、詳細に開示すべきと考えます。 NTT東西地域会社内の「指定設備管理部門」と「指定設備利用部門」が一体（同一の会社内）である以上は、「指定設備利用部門」と接続事業者が入手する情報は、平等であることが必須と考えます。 ○ 情報の観点において、NTT東西地域会社内の「指定設備利用部門」と接続事業者とのイコールフットINGが担保されず、接続事業者には、届出内容15項目のうち13項目（弊社理解）について、全く開示されなくなります。 【KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKnet、CTC、HTNet、CTNet、STNet p4・p5】	○ 網機能開発要求は、一般にサービス開発主管である「指定設備利用部門」或いは「他事業者」から出されるものであり、サービス機能に関する限り「指定設備管理部門」が自らの意思のみで開発することはありません。「指定設備利用部門」と「他事業者」は同等に「指定設備管理部門」に対して開発要求を出せるものであり、これに基づき行うところの網機能の開示は全く同等であり、開発要求・網機能利用の面でもイコールフットINGが確保されております。 仮に当該開発に関する情報量に差があるとすれば、開発要望を行ったところとそうでないところの差であって、例えばDDI-P殿の要望に基づき弊社ネットワークの開発を行った機能の情報については、「指定設備利用部門」と「他事業者」も同じとなると考えます。 ○ 現行スキームでは「指定設備利用部門」と接続事業者の間で同等と扱われております。 網機能提供計画の届出の現行スキームにおいても、弊社の「指定設備利用部門」と接続事業者が「指定設備管理部門」から入手する情報については、基本的に同等であると考えます。 「指定設備管理部門」からの情報については、「指定設備利用部門」及び接続事業者からの開発要望に基づいた網機能の情報であり、また、各事業者が創意工夫し自らサービスを開発するという「意欲」があれば、当該情報に基づきサービス開発することは十分に可能であると考えます。 ○ 具体的な情報開示については今回の議論も踏まえより具体的な説明を行う考えです。 網機能提供計画時には、まだ開発着手前であり、具体的なサービス仕様は決まっていない状態であることから、機能の具体的な説明を行う考えです。 仮に、これまで以上に、具体的なサービスの開発の詳細まで開示すべきとした場合、各事業者が切磋琢磨し、また創意工夫によりあらゆるサービスを開発する、ひいてはサービス競争により電気通信事業の発展に寄与するという本来の目的から逸脱したものになると考えます。 また、各事業者が同一時期に同一のサービスしか提供しないといった、いわゆる「護送船団型」のサービス競争になると考えられ、これは既に銀行等においても廃止された考え方です。（具体的イメージは別紙1のとおり）

網機能提供計画による公正競争条件確保

【別紙1-1】

網機能提供計画は、指定電気通信設備の網機能に係る事業者間の利用の公平性を確保し、サービス開発における公正競争条件を実現し、健全な「サービス開発競争」を促進する目的と理解しております。



●他事業者利用 (40日前届出)

※先行者利益の確保(開発インセンティブ確保)の観点から、公表は提供開始の30日前までとなっています。

他事業者利用も、網機能提供計画の届出書上、機能の用途等サービスの内容に関わる内容は含んでおりません。

他事業者利用の計画は、要望事業者名についても公表されません。(制度制定時、他事業者意見あり)

●自己利用 (200日前届出・公表)

電通審答申において「特定事業者のサービス開発インセンティブが維持され、特定事業者と他事業者との間で健全なサービス開発競争が行われるよう配慮する必要がある。」とありますが、特に指定電気通信事業者の開発インセンティブ確保については制度化されておられません。

電気通信事業法施行規則の改正案(接続)に対する 意見及び再意見並びにそれに対する考え方

平成9年10月24日
電通審答申発表資料

条文番号 第二十四条の三

(指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の公表)

第二十四条の三 法第三十九条の二第二項の規定による公表をしようとする者は、同条第一項の規定に基づき郵政大臣に届け出た計画の概要を届出の日から三十日以内に官報に掲載するとともに、当該計画を七日以内に営業所において閲覧に供しなければならない。ただし、他の特定の電気通信事業者の請求により行う機能の変更又は追加に係る計画の届出の場合であつて当該他の特定の電気通信事業者のみが当該機能を利用し、かつ、当該変更等に要する費用を負担することを予定している場合は、同条第一項の規定に基づき郵政大臣に届け出た計画の概要を当該計画に係る機能の提供の開始の日の三十日前までに官報に掲載するとともに、当該計画を当該計画に係る機能の提供の開始の日の三十日前までに営業所において閲覧に供しなければならない。

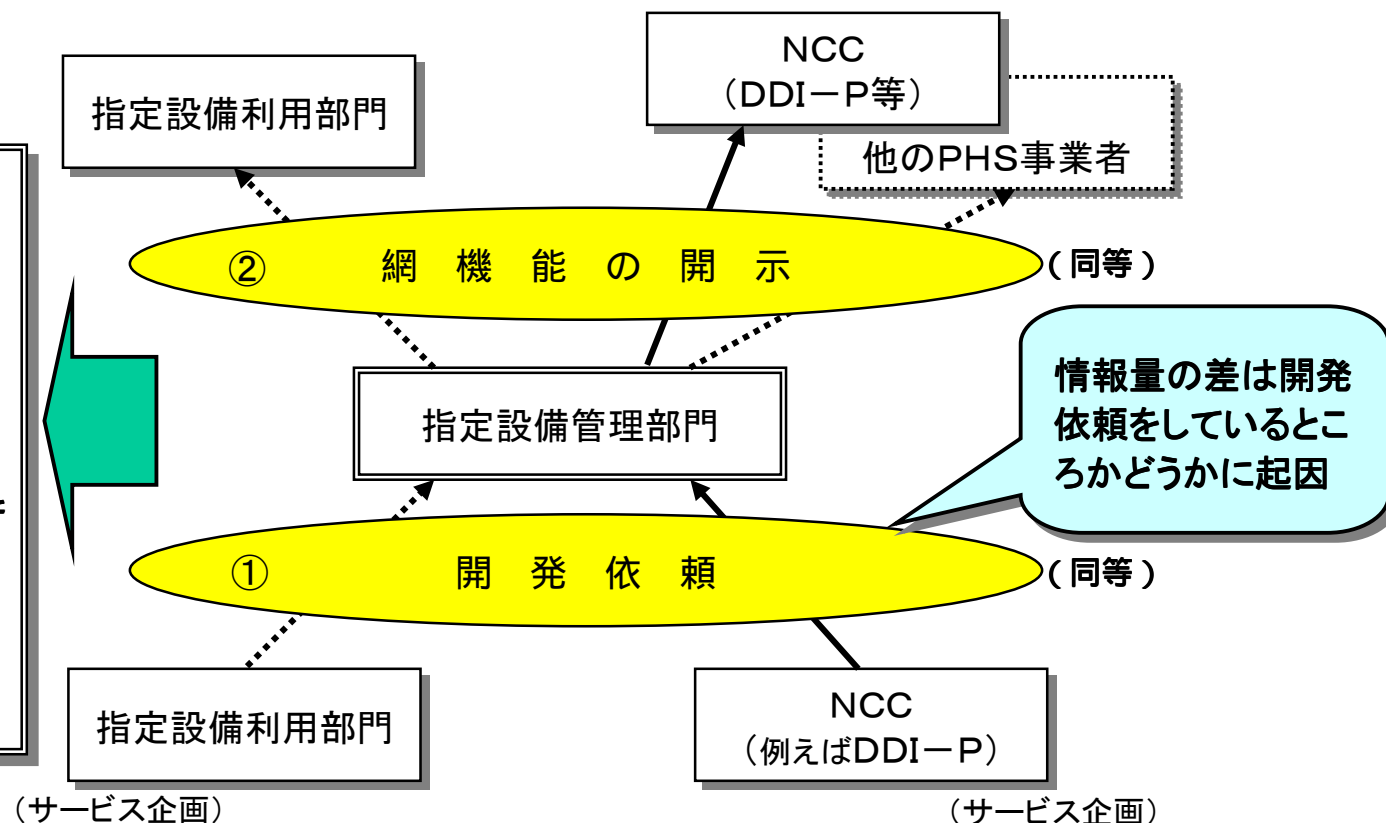
意見・質問(抜粋)	再意見(抜粋)	考え方
1、2略 3 機能の変更又は追加を請求した他事業者の名称及びサービス等が特定されないように公表されるべき (DDI)	1、2略 3 公表にあたっては、説明上(機能説明、番号の記載等)ある程度事業者名等が推知されることがないとは言えませんが、極力事業者名やサービス名が特定されることのないよう配慮していく (NTT→DDI)	1、2略 3 計画においては、自己利用、共同利用又は他事業者利用の別を記載したり、他事業者の開発請求により計画の設定又は変更が行われた旨などを一般的に記載すれば足り、他事業者の名称が特定されることはないと考ええる。 また、計画において記載するのは、あくまでも個々のサービスを構成する指定電気通信設備の機能の内容であり、サービス自体ではないことなどから、他事業者のサービスが特定されることは基本的にないと考ええる。

◎更に、DDI殿(当時)は接続ルールの新制定時のパブコメにおいて、「(網機能提供計画の公表は、)サービスが分からないようにすべき」とした意見を提出しており、自ら企画・要求する網機能については秘密扱いとし、弊社が企画・要求したものについて「サービス名も明らかにせよ」という主張は極めてバランスを欠いたものと考えます。

期待されるのは、各社の創意工夫を活かした多種多様なサービス競争

期待されるのは、

- ①各社が創意工夫を活かしたサービスを行うための開発依頼が活発化し、各社独自サービスが提供される
- ②網機能開示情報を活かして「オリジナルサービス」に活用される
- ③意欲のある事業者が、結果として同じサービスの提供を行う



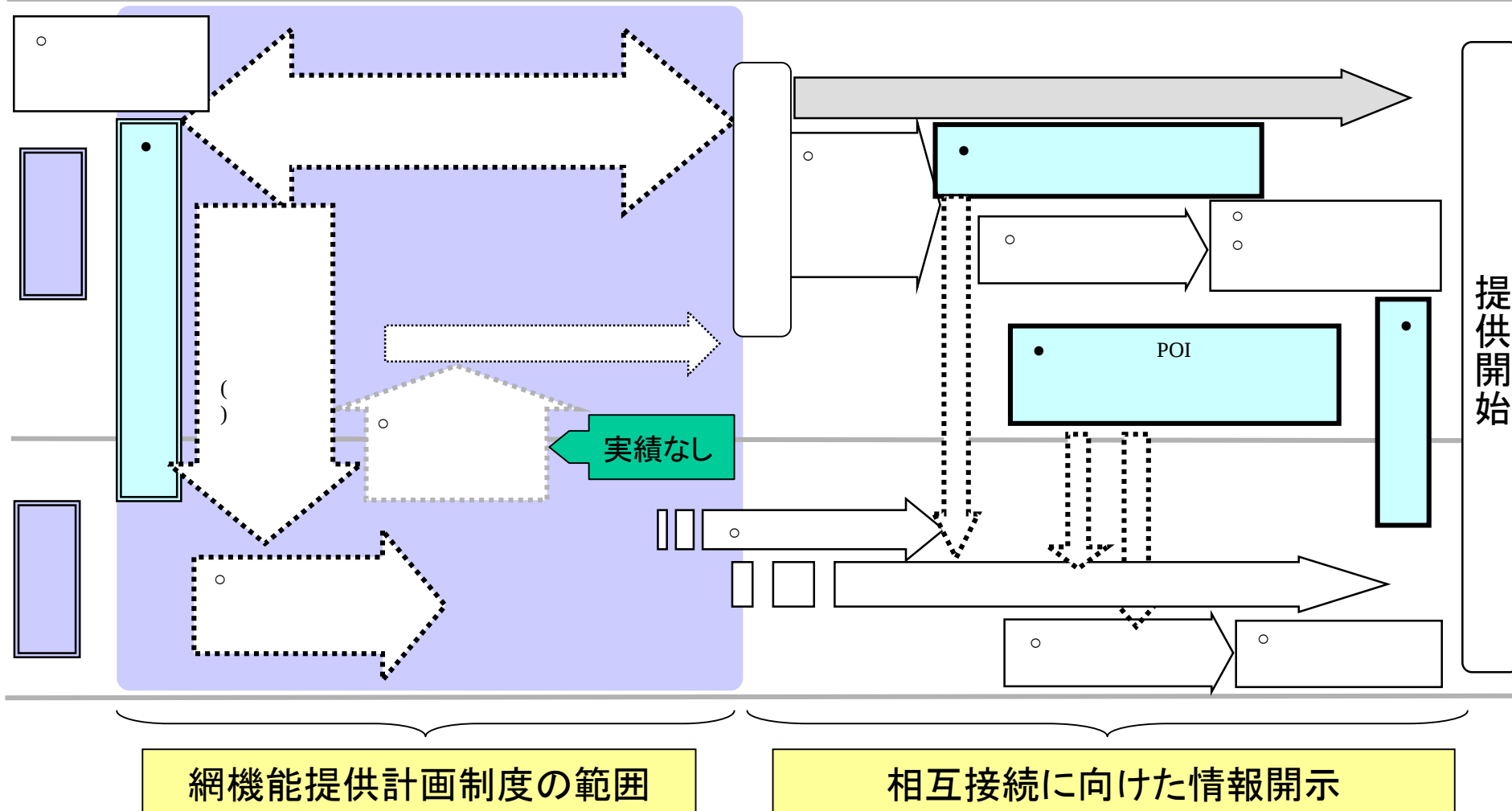
◆仮に他事業者主張のようになれば、

- ①他事業者と弊社が同時期に同一のサービスを行うという実質的にサービス競争のない世界となります。
- ②弊社としてもサービス開発のインセンティブが全くなり、競争原理に支障がでます。

◆DDI-P殿は自らサービスを企画し、弊社ネットワークにも開発を要求し、当該機能を利用して独自サービスを提供しております。DDI-P殿のようなサービス開発形態こそあるべき姿です。

他事業者意見	弊社の考え方
【網機能計画の適用範囲】 ○草案に反対致します。 ○現在開示されている15項目のうち、TTC標準に係わる項目は2項目（弊社理解）であり、TTC標準であることを理由に、網機能開示の対象外とすることは、適切でないと考えます。 ○以上のことから、TTC標準と同一のものであっても、従前通り、網機能提供計画の対象とすべきと考えます。また、今後、特にデータ通信等において、標準的なものの導入が増加する傾向にあることから、仮にTTC標準のものが対象外とされた場合、網機能提供計画の制度自体が形骸化する可能性があります。 ○従って、仮にTTC標準のものが対象外とされた場合、接続事業者は、上記2項目以外については情報が得られないことから、NTT東西地域会社内の「指定設備利用部門」と接続事業者のイコールフットイングは、担保されないこととなります。 ○ 公表範囲の見直しを検討するにあたっては、以下の条件を担保することが必要と考えます。 ①周知方法のスキームが担保され、かつ、個々の案件等について、接続事業者よりクレームがないこと（具体的には、ルール一般として、短期化しても、事業者間において同時に当該機能を利用したサービスの開始ができる状況が担保され、かつ、個別案件として、業者からの要望が反映される状態が担保されることが前提と考えます。周知方法を含む。） ②接続にNTT東西地域会社の独自仕様を含む場合（例：エンド・エンドの保守監視情報等）、特定事業者の独自仕様のもので開発された場合等の情報開示 ③設備構成、提供時期やエリア等の情報開示 ④設備対応、精算処理、事務手続、外販許可、設備調達（納入時期等）等における公平な条件 等 ○ NTT東西地域会社が、現在詳細に開示していない情報について、“他事業者に影響がない”と独自に判断を示している現状は、情報開示の対象が限られることから、問題であると考えます。 【KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKnet、CTC、HTNet、CTNet、STNet p9・p10】	○TTC標準と同一の部分を超えて、弊社が設定する機能に限定して対象とするとの草案に賛同いたします。 ○TTC標準に基づく網機能については、開発着手前の機能仕様を調整するためのモラトリアム期間は不要と考えますが、接続する他事業者の設備準備等が必要なものについては、自主ルールである「接続に関する情報開示（インタフェース関連）」により、他事業者の準備が間に合う時期に開示し、接続に向けた所要の協議を開始する考えです。 ○ 網機能提供計画の届出公表制度は、弊社が主として自社利用のために開発する予定の網機能を他事業者において「利用」してもらうための検討及びそのための弊社との機能追加・変更等の協議のために設けられたものであって、他事業者からのクレーム云々といった他事業者が弊社の開発行為をチェックするために設けられているものではありません。 なお、ご指摘の条件担保のうち、「設備対応、精算処理、事務手続」については、接続開始に向けた事業者間の運用上の調整事項であり、技術的条件の議論ではないと考えます。また、「外販許可や設備調達」については、その調整期間を考慮し、概ね半年から1年前の「接続に関する情報開示（インタフェース関連）」を行っているものです。 ○ 独自に判断しているものではありません。

他事業者意見	弊社の考え方
【網機能計画の適用範囲】 1. 説明会における開示内容について ○説明会の開催を義務づけ、また、その場で質問することができるよう、機能の概要のみならず、<u>詳細な情報を開示することにより、事業者間において公平なサービスの提供（提供開始時期等）が可能となるルールとすべきと考えます。</u>現状においては、説明会資料等に開示される内容がほぼ概要のみであることから、他事業者が説明会の後日に質問する等、さらなる確認をせざるを得ない状況にあります。<u>説明会の開催時点において、技術的条件（設備構成、上位レイヤも含めたインタフェース条件等）を開示し、接続事業者が、その条件についての協議を行うことが必要と考えます。</u> ○網機能提供計画は相互接続条件に影響を及ぼす可能性があるものであるにもかかわらず、例えば、用途に関しては、これまで開示されている網機能のうち、他事業者からの要望によるものではなく東西NTT地域会社自ら提供したもの（自己利用）については、どのようなサービスに使われるかが不明なものが大半であり、説明会で質問をしてもご回答をいただけないことが多く、現状は説明会開催の意味が失われていると考えます。<u>「自己利用」とされるものについても、網機能を明確に開示することにより、他事業者が接続を要望する可能性もあるものと考えます。</u> 【KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKnet、CTC、HTNet、CTNet、STNet p11】	○同一時期に同一のサービスを提供するようになるということは、汗をかいたものとかいていないものを同じく扱うという全く「不公平」な制度となり、サービス競争の否定となるものと考えます。 弊社の自己利用の機能における「指定設備管理部門」の情報については、可能な限り提供していく考えですが、サービス企画は「指定設備利用部門」が行うもので、「指定設備管理部門」が行うものではありません。 ○なお、仮にサービス開示をも求められるのであれば、これはもはや網機能の開示というレベルを越える変更であり、サービス開示を求めている現行電気通信事業法（第39の2）そのものの変更が必要であると考えます。 ○説明会においては、広く参加をご案内しており、様々な事業者が参加されていることから、届出した機能についての概要を理解していただき、ご利用を前提とした詳細の質疑や協議については説明会の場ではなじまないことから、個別対応する旨、毎回の説明会においてその位置づけを説明してきたところです。 また、説明会に先んじて、協議等を行うことも可能であり、届出内容の説明のご要望については、すべてに応じていく考えです。 ○届出時点で決定している内容や検討状況について可能な限り対応していく考えですが、届出時点では、開発着手前であることから、詳細な技術条件等について未定であることもご理解を頂きたいと考えます。 詳細な情報については、開発着手後、検討のフェーズにあわせ、順次必要な情報を開示していく考えです。【別紙2参照】



提供開始

網機能提供計画制度の範囲

- 他事業者が利用するものは当初より共同利用・共同開発であったこと及び現在多くの事業者に関わる技術的問題についてはTTC等で標準化がなされています。
- NTT地域会社主体で開発したもので他事業者が利用する意思を表明した事例はありません。

相互接続に向けた情報開示

他事業者網に影響するもの及び他事業者利用が想定されるものについて、新たな接続インターフェースについては自主的な情報開示(公表)を行い、既存インターフェースのパラメータレベルの変更等については、既存接続事業者・要望事業者に個別に開示しており、これからも他事業者において必要な措置がとれる時期までに実施していく考えです。なお、設備情報、POI情報等についても個別協議等において提示しております。

他事業者意見

弊社の考え方

【網機能計画の適用範囲】

(1)届出内容の充実について

○NTT地域会社の「指定設備利用部門」と接続事業者のイコルフットディングの観点から、接続事業者側が要望を検討するに十分な内容を記載していただきたいと考えます。

○届出内容については、①接続時期、②接続エリア、③用途等の、接続仕様書と同レベルの情報の開示が必要と考えます。例えば、各項に小項目を設置する等により接続事業者が利用を検討できる状況が担保されと考えます。具体的には、「1 機能の内容」「2 提供条件」については、接続事業者側が要望するか否かを判断するために十分な内容を示していただきたいと考えます。「9 自己利用、共同利用の別」については、「自己利用」と記述される場合であっても、接続事業者が利用を検討できる程度に詳細に情報開示していただきたいと考えます。また、届出書の提出とともに、仕様についての詳細な資料を提出いただくことを要望いたします。

(2)情報の記載について

○そもそも、NTT東西地域会社が、網改造前の段階では「未決定」とする情報があることについては、接続事業者が接続に向けた検討・準備を開始することができず、「サービス開発に関する公正競争条件確保と円滑な接続の推進のために行われるもの」とされる網機能提供計画の主旨に反するものであるため、容認すべきではないと考えます。

網機能計画は本来、指定電気通信設備を有するNTT東西地域会社が、網改造前の段階で、NTT東西地域会社内の「指定設備利用部門」と接続事業者との間で公平に、かつ、要望の有無を判断するに十分な情報を開示すべきとされる制度であると理解しております。

○仮に、期日まで決定が不可能となった場合においては、未決定である理由、及び、決定時期を明記することを義務づけていただきたいと考えます。例えばインタフェースについては「〇ヶ月前」或いは開発着手前の開示を義務づけていただきたいと考えます。

【KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKnet、CTC、HTNet、CTNet、STNet p12・p13】

○平成8年12月の接続ルール答申に基づき、届出内容が決定したものと理解しており、広く一般に公表する内容としては、必要十分と考えます。

下記に示す電通審答申にある通り、現行の記載項目による公表後、意見反映手続きにおいて、必要とされる他事業者からの要求や協議に対応していく考えです。

＜参考：H8.12 接続ルールの電通審答申 抜粋＞

特定事業者は、不可欠設備に関する自己使用の網機能については、網機能提供計画の策定等の段階において、その概要等を公表するとともに、その後の他事業者の意見反映手続きにおいて、他事業者からさらに詳細な情報の開示要求があった自己使用の網機能については、当該他事業者に詳細な情報を開示することが適当である。

なお、制度の具体的運用においては、特定事業者のサービス開発インセンティブが維持され、特定事業者と他事業者との間で健全なサービス開発競争が行われるよう配慮する必要がある。

○届出書の項目に関する意見については【別紙3】のとおり

特に、16項として「想定される利用用途」を追加し、「サービス」を記載することは、本制度が機能開示ではなく、「サービス開示」となるものであり、制度における開示範囲を越え、追加すべきではないと考えます。

また、方式概要のこれまで以上の説明を行い、従来の説明会資料で示している具体的な機能の適用の例示についてHP掲載等により公表していく考えであり、現行の記載項目及び公表手続きで、「網機能開示」としては必要十分と考えます。

届出書の項目に関する意見

届出書の項目	他事業者意見	NTT地域会社の考え方
1. 機能の内容	現状に加えて、以下を追加 ●提供可能な適用条件(例示等を含む)	●説明会配布資料では、具体的な機能の適用を例示しております。従来の説明会資料をHP等で閲覧可能とする考えです。
2. 提供条件	現状に加えて以下を追加 ●1、2項と連動した記載。 ※不適当な実例：H10-8(ADSL) 『(2)予定地域：首都圏、大阪圏の一部地域』 ※適当な仮想例：『(2)予定地域：首都圏、大阪圏の一部地域で開始。提供地域は事業者要望等に応じて拡大の予定。当初提供予定のGC名及び開通時期は別紙のとおり』	●H10-8(ADSL)予定地域：「首都圏、大阪圏の一部地域」との記載は、届出時点では、詳細提供エリアについて社内未決定であり記載できなかったものであり、インターフェース開示説明会(H11.6.23、25)において具体的なビル名を説明し、平成11年8月HPに提供予定ビルについて情報を掲載し、公表しております。詳細な情報については、検討のフェーズにあわせ、順次提供しております。今後とも、提供する地域に限定がある場合に記載可能な範囲で地域を記載していく考えですが、サービス開始予定時からみると2年以上前の時点での計画であり一部に未定の部分が残ることはやむを得ないものと考えています。
3. 使用する番号	◎現状のとおり	・網機能利用に関して開発着手に向けて議論すべきものと、接続に向けたインターフェース開示や事業者間での協議事項とが混在しているものと考えます。
4. 課金	◎現状のとおり	・省令規定通りで必要十分であり、追加は不要と考えます。
5. インタフェース	◎現状のとおり	●交換機でどのような処理をさせるためのデータ設定であるのかについての情報 機能提供にあたって、ユーザ向けまたは接続事業者向けに必要な交換機等のデータ設定がある場合にその旨を記載しております。
6. 利用条件の設定	現状に加えて以下を追加 ●各交換機でどのような処理をさせるためのデータ設定であるのかについての情報 ●どのような必要があつてどの設備にIPアドレスを設定するのかについての情報 ●音声系のサービスについては予想されるトラフィック規模 ●IP系サービスについては ・事業者網へ接続する際のスループット値 ・認証方法に用いるアトリビュート	●どのような必要があつてどの設備にIPアドレスを設定するのかについての情報 機能提供にあたって、IPアドレスの設定が必要となる場合はその旨を記載しております。説明会における1項機能内容及び5項インタフェース条件の記載内容の補足説明により、必要性の理解が得られるものと考えます。 ●音声系のサービスについては予想されるトラフィック規模 サービス提供時の需要予測であり、各事業者の経営判断事項と考えます。 ●IP系サービスについて ルータ等に係る機能であり答申草案では適用対象外と理解しております。 ・事業者網へ接続する際のスループット値 伝送路帯域や収容条件等の網設計の結果により決定するものであり、機能仕様により決定するものではないことから、記載は不可能と考えます。 ・認証方法に用いるアトリビュート ルータに関する認証方法であることと着手前(ルータ等の購入前)であるため、詳細インタフェースの記載は不可能と考えます。インタフェース開示及び協議における提示と考えます。
7. 機能の変更又は追加の別	◎現状のとおり	

届出書の項目に関する意見

届出書の項目	他事業者意見	NTT地域会社の考え方
8. 関連する機能及び設備並びに計画との関係	現状に加えて以下を追加 ●1、2項と連動した記載。 ※不適当な実例：記載なし ※適当な仮想例：東H11-3・・・「優先接続に関連」、H10-8・・・「ADSLに関連」	・意見にある仮想例は、容易にサービスそのものが推定できる事例であることは問題があると考えます。ご意見については具体的機能の内容に関するものであり、1項での機能の適用例のHP閲覧等で対応可能なものと考えます。なお、省令規定に則り、当該機能に関連して追加変更される届出機能がある場合、その届出機能を記載しております。（関連する届出機能間のリンクをとる趣旨と理解しております）今後とも、説明会にて補足説明により理解が得られるものと考えます。
9. 自己利用、共同利用又は他事業者利用の別	現状の記載は、「自己利用」「共同利用」「他事業者利用」のみとなっているため、以下のとおり改善。 ●「自己利用」「共同利用」「他事業者利用」の別 ●「自己利用」である場合、既存のインタフェース条件で接続が可能かどうかについての情報。 ●「共同利用」（弊社以外に2社要望済み）である場合、接続するための条件（準拠すべきインタフェース条件）についての情報 ●「他事業者利用」（1社から要望済み）であって、開示の網機能以外に接続するための条件がある場合は、その情報	・届出時点における、機能の要望元という事実に基づき客観的に分類しており、説明会において「自己利用」「共同利用」「他事業者利用」とその機能分類を説明しております。 ・インタフェース条件については、5項にて記載する考えです。
10. 概算費用額 11. 10の算定根拠となる算定方式並びに費用項目及び各費用項目ごとの額	現状に加えて以下を追加 ●装置別・機能別・ソフト/ハード別の創設費 ●経費化した場合の費用算定方法 ●経費化した場合の事業者按分方法	省令規定による費用額の記載の前提は、届出時点における機能内容及び想定規模に基づき算定したものであり、説明会においてもその旨必ず説明しております。 具体的な他事業者様負担方法については、協議・認可事項であり、届出時点で記載は不可能と考えます。 ●開発着手前であり「装置別・機能別・ソフト/ハード別の創設費」で分けた概算費用は精度が低く提示が出来ないものと考えます。 ●費用算定方法については、「接続料規則に規定された原価の算定方法に基づき算定」する旨明記しております。 ●事業者按分方法は協議・認可事項であり、届出時点で記載は不可能と考えます。
12. 工事開始年月日	◎現状のとおり	
13. 提供予定時期	◎現状のとおり	
14. 計画の設定又は変更年月日	◎現状のとおり	

届出書の項目に関する意見

【別紙3-3】

届出書の項目	他事業者意見	NTT地域会社の考え方
15. 計画の設定又は変更理由	現状に加えて以下を追加 ●1、2項と連動した「設定又は変更理由」。 ※不適当な実例： 「ユーザ利便性の向上」「ネットワーク高度化のため」 ※適当な仮想例： (「市内交換機への接続のためのインタフェース」を例にとる) 背景：NTTの市内網オープン化により、要望のあった3社と接続条件を協議開始、現在協議中。 TTC標準：現在標準化作業を進行中。H9年8月に完了予定。 具体的な内容：1項に記載	他事業者様との協議状況を記載し、公表することは、協議における守秘義務上問題のあるものと考えます。 TTC標準化については、オープンな場で協議されているものであり、他事業者でも知り得る情報であります。 ●追加記載例が上記理由により記載できないものであることと、追加すべき事由及び記載すべき内容が不明確であることから追加は不要と考えます。
16. 想定される利用用途	●想定される利用用途 (例) ・サービス ・運用 ・保守・監視 ・その他業務支援 例えば、以上の項目に区分した上で、利用用途が分かる内容を記載 草案のとおり、<u>届出に「想定される利用用途」等を記載していただきたいと考えます。</u>	●そもそも、「運用」、「保守・監視」、「その他業務支援」については、開発と平行して検討を進めていくべきものであり、届出時期には規定できないものと理解しております。 ●利用用途として「サービス」を記載することは、機能開示ではなく、「サービス開示」となるものであり、制度における開示範囲を越えるものです。 なお、具体的な機能の適用の例示については、HP掲載等により公表していく考えです。

他事業者意見	弊社の考え方
【網機能計画の適用範囲】 2. 届出内容について ○「指定設備利用部門」と接続事業者との公正性 ・仮に、「TTC標準なので対象外」との理由で、網機能開示の対象外とされると、NTT東西地域会社内の「指定設備利用部門」と接続事業者とのイコールフィッティングは、担保されないこととなります。 ・TTC標準を理由に網機能開示がされないと、13項目について、支障を来すことになります。 ・情報面での差別が発生し、ますます、NTT東西の独占力が強まることとなります。 【KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKnet、CTC、HTNet、CTNet、STNet p14・p15】	○TTC標準はだれもが知り得る公知の情報であり、このTTC標準に基づく網機能については、開発着手前の機能仕様を調整するためのモラトリウム期間は不要と考えます。なお、接続する他事業者の設備準備等が必要なものについては、自主ルールである「接続に関する情報開示(インタフェース関連)」により、他事業者の準備が間に合う時期に開示を行い、接続に向けた所要の協議を開始し、検討のフェーズにあわせ、順次必要な情報を開示していく考えです。【別紙2参照】 ○ご指摘の情報の差は、当該サービスの企画検討を自ら実施したか否かによるものです。例えば、DDI-P殿が開発要求したものに關しては、他事業者と「指定設備利用部門」は全く同一となります。

他事業者意見	弊社の考え方
【網機能計画の適用範囲】 ○ <u>NTT東西地域会社内の「指定設備利用部門」と接続事業者のイコールフットINGの観点から、接続事業者側が要望を検討するに十分な内容を公表すべきと考えます。</u> ○ 公表範囲の見直しを検討するにあたっては、以下の条件を担保することが必要と考えます。 ①周知方法のスキームが担保され、かつ、個々の案件等について、接続事業者よりクレームがないこと（具体的には、ルール一般として、短期化しても、事業者間において同時に当該機能を利用したサービスの開始ができる状況が担保され、かつ、個別案件として、業者からの要望が反映される状態が担保されることが前提と考えます。周知方法を含む。） ②接続にNTT東西地域会社の独自仕様を含む場合（例：エンド・エンドの保守監視情報等）、特定事業者の独自仕様のものが開発された場合等の情報開示 ③設備構成、提供時期やエリア等の情報開示 ④設備対応、精算処理、事務手続、外販許可、設備調達（納入時期等）等における公平な条件 等 ○ そもそも、これまでも問題になった事例があるため（下記参照）（レイヤ上位の部分においては確認を要する場合があります。）、<u>ルータ、DSLAM（G992.2 Annex C準拠）、スプリッタについても、接続事業者に支障のないレベルが担保される程度（使用用途等）の情報開示は必要と考えます。</u> （これまでの事例） ①フレッツ・ISDNについての情報開示： アトリビュート、認証確認等の情報について、開示されなかった ②Bフレッツについての情報開示： スループットについて、開示を拒否された ○ 上記について対象外とされた場合、P. 3の「A=B」が担保されず、中継網における網構成やスループット等についての情報を得られないこととなり（具体的には、P. 16～19参照）、接続事業者側は、主に以下の点について支障を来すため、引き続き対象とすべきと考えます。 【KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKnet、CTC、HTNet、CTNet、STNet p23・p24】	○ルータ、DSLAM、スプリッタについては網機能計画の対象外とすることが適当との草案に賛同いたします。 ○網機能提供計画の届出公表制度は、弊社が主として自社利用のために開発する予定の網機能を他事業者において「利用」してもらうための検討及び弊社との機能追加・変更等の協議のために設けられたものであって、他事業者からのクレーム云々といった他事業者がチェックするために設けられているものではありません。 ○「ルータ、DSLAM、スプリッタ」の網機能については、開発着手前の機能仕様を調整するためのモラトリアム期間は不要と考えますが、接続する他事業者の設備準備等が必要なものについては、自主ルールである「接続に関する情報開示（インタフェース関連）」により、他事業者の準備が間に合う時期に開示を行い、接続に向けた所要の協議を開始し、検討のフェーズにあわせ、順次必要な情報を開示していく考えです。【別紙2参照】 以上の対応により、網機能提供計画の届出公表はなくとも、必要な公正競争条件の確保は可能と考えます。 また、「指定設備利用部門」と「他事業者」とは同等に「指定設備管理部門」に対して開発要求を出せるものであり、これに基づき行うところの網機能の開示は全く同等であり、イコールフットINGが確保されております。例えば、DDI-P殿の要望に基づき弊社ネットワークの開発を行った機能の情報については、「指定設備利用部門」と「他事業者」も同じになると考えます。 ○ご指摘の詳細条件については、接続約款の技術的条件集において、相互接続点の技術的な規定上の記載事項となった段階で、「接続に関する情報開示（インタフェース関連）」等の情報開示により提供していくものと考えます。 ○ルータ・DSLAM・スプリッタ等導入時に開示して欲しい内容に対する意見は【別紙4】のとおり。

【別紙4】

項目		計画の届出	インタフェース開示	個別開示等
NNI/UNIの条件(インタフェース情報)		▲：インタフェース名称レベルの開示は可能です	：インタフェース情報の開示を行っております	○：インタフェースに係る個別質問についても対応可能です。
認証情報(attribute情報等)		-：詳細インタフェースであり開発着手前の開示はできないものと考えます	▲：認証方式レベルの開示であれば可能です	○：技術的条件確認事項などでattribute情報一覧の開示を行うことは可能です
事業者側NWへ渡される時のループット情報		-：機能仕様により決定するものではないことから開示できません		
その他接続に必要な情報	ルータ等の機種名	×：ベンダとの守秘義務契約があることから、設置する装置を特定するような情報は開示できません。 なお、接続に必要な情報としては、 、 の情報で必要十分と考えます。		
	通信プロトコルのバージョン情報			
	ルータ/ソフト等のバージョン情報			
導入開始年月日、提供予定時期		：『提供条件』にて提供予定時期は開示しております 計画レベルであることから、一部未定の部分がありますが、検討フェーズに合わせて順次提供しております。		：導入開始月日は、接続事業者との取り決めであることから、協議の中で決定するものと考えます。 弊社サービスはニュースリリースにて開示致します
導入の目的(新規サービスの提供のため・網構成の効率化を図る等)		：説明会にて具体的な適用を例示しております。今後HomePageでの事前閲覧等を行う考えです。	-	-
導入/提供エリア情報 (各県毎の導入予定等)		：『提供条件』で開示しております。 計画レベルであることから、未定な部分ありますが、検討フェーズに合わせて順次提供しております。		
当該設備の利用に伴う費用の有無及び概算	創設費の概算	：届出時点における機能内容及び想定規模に基づき算定し開示しております。	-	：契約の中で提示致します。
	経費化した場合の事業者の負担方法	事業者按分方法は協議・認可事項であり、約款認可までは記載は不可能と考えます。 なお、総額は提示していることから、按分事業者数の想定のもとでの負担費用額の概算で代替可能と考えます。		
	負担額概算等			

他事業者意見

【網機能計画の適用範囲】

○また、答申草案には「今までのところ・・・(略)・・・問題となったこともないため」とありますが、具体的には、今後において、以下のような問題が想定されます。

<参考> 接続のために標準準拠より詳細な条件が必要な事例

【NTT東西地域会社がIETFのRFC準拠とだけ公表し、事業者間相互接続の詳細な技術条件を情報開示しない場合に想定される問題点】

IETFのRFC番号に準拠しているとの条件だけでは、RFC記述のあいまいさの部分や、詳細仕様のオプション機能等をどこまでルータが実装しているかが明確でないために、IPレイヤ上の相互接続ができない場合が考えられます。
→ 以上のことから、主に、次の項目について、情報開示が必要と考えます。

- ルータの機種名
 - ルータソフトのバージョン情報
 - 通信プロトコルのバージョン情報
 - 設定パラメータ
 - スループット値
- 等

- RFC準拠情報以外に開示情報がない場合、上記問題が想定される今後の相互接続例（通常のレイヤ3でのIP相互接続以外）
- ・MPLSやBGP等を使用したIP-VPN網のルータ-ルータ間の相互接続
 - ・MPLSシグナリングプロトコル等を使用したIPトラフィックエンジニアリングパスの相互接続
 - ・SIP等を使用したVoIP網の相互接続
 - ・HTTPやキャッシュ相互通信プロトコル等を使用したコンテンツ配信網の相互接続
 - ・L2TPやPPPoEのポータル配信機能の相互接続
 - ・XML等を使用した動的なIPサービスレベル仕様の相互接続

【KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKnet、CTC、HTNet、CTNet、STNet p25】

弊社の考え方

○詳細な情報については、開発着手後、検討のフェーズにあわせ、順次接続に必要な情報を開示していく考えです。

○ルータ等の機種名・通信プロトコルのバージョン情報・ルータ・ソフト等のバージョン情報は、ベンダとの守秘義務契約があることから開示は困難であり、また、最新設備の導入やベンダの供給状況により随時・頻繁に変更される情報であることから事前の開示は困難であり、接続に関する情報開示としては、現在のUNI,NNIの条件や認証に関する情報の開示で必要十分と考えております。

さらに、セキュリティ確保の観点からも、当該情報はハッカー、クラッカー等にとって有用な情報と想定され、一般的に広く開示すべきものではないと考えます。

○相互接続点における条件規定等は開示していきますが、IP網はベストエフォート型NWであり、ユーザ個別のスループット情報については、機能仕様や技術条件で決定するものではなく、需要変動し一意に規定できないものであることから開示できません。

○「想定される今後の相互接続例」として列挙されておりますが、現状そのような接続実績はなく、原則的には、インターネット（データ伝送役務）の世界では、アクセス網及び地域県内IP網が弊社設備であっても、それぞれのISP事業者網において「自己完結的に提供可能なサービス」であると考えております。

ただし、他事業者がこれらについて「弊社との相互接続」により機能の実現をご要望されるのであれば、これまでと同様に個別に協議させていただく所存です。

また、その実現にあたってインタフェース条件に変更等が必要である場合には、情報開示のルールにより開示していく考えです。

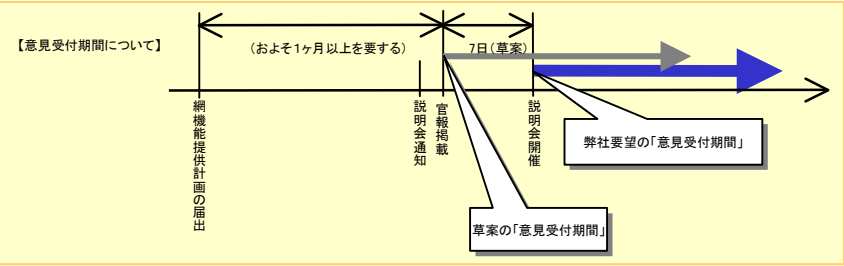
他事業者意見

弊社の考え方

【公表期間について】

- 「要望・意見への対応が終了」等についての判断主体を明確にしたいと考えます。その主体が指定電気通信設備を有する事業者である場合には、「終了」の予告を義務づけていただきたいと考えます。
また万が一、「他事業者からの説明要望や意見」を、指定電気通信設備を有する事業者が速やかに受け付けない場合や、対応の「終了」について他事業者が合意できない場合等においては、従前の、行政による裁定や、現在審議中の改正事業法にて規定されている、斡旋・調停対象となり得ることを明記していただきたいと考えます。

- 意見受付期間については、官報掲載後ではなく、説明会開催後から起算した一定期間としていただきたいと考えます。（下図参照）（意見受付に要する期間については、引き続き議論の必要があると考えます。）



【KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKnet、CTC、HTNet、CTNet、STNet p29】

- 具体的な意見受付期間については、官報掲載やホームページにて明らかにして行く考えです。
なお、異議申し立て等については、事業法96条2の意見の申し出制等を利用すれば足りると思えます。

- 意見受付開始は、幅広く官報で公表された後で問題ないと思えます。
なお、届出以降速やかに行っている他事業者への個別周知（届出の事実及び説明会開催案内）は今まで以上に、改善していく考えです。

他事業者意見	弊社の考え方
【公表期間について】 公表期間についての要望（図版より） ○網機能提供計画 届出＝「200日以上前」→基本的に現状存続 ＜東西NTT地域会社と接続事業者との調整が必要＞ ・事前協議、・装置の外販許諾、・営業体制や保守体制の準備、・設備対応、設備調達、・精算処理、・事務手続、等 ○接続に関する情報開示（インタフェース関連） 説明会開催＝1ヶ月以内の開催を義務化 インタフェース開示時期＝「概ね半年から1年以内」を義務化 東西NTT地域会社と接続事業者との調整が必要 ・接続条件、・設備対応、設備調整、・接続試験、等 【KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKnet、CTC、HTNet、CTNet、STNet p32】	○一連の情報開示の位置づけについては、【別紙2】のとおり考えており、検討のフェーズにあわせ、順次必要な情報を開示していくものと考えております。 ・装置の外販許諾、設備対応、設備調整 弊社の機能仕様を良しとした前提での、接続開始に向けた調整事項であり、開発着手に向けた調整事項ではないと考えます。 ・営業体制や保守体制の準備 接続開始＝サービス開始に向けた他事業者の社内調整事項であり、開発着手に向けた「機能仕様」の調整事項ではないと考えます。 ・精算処理、事務手続 接続に向けた種々の運用上の事業者間確認事項で扱っている事項であり、開発着手に向けた「機能仕様」の調整事項ではないと考えます。

他事業者意見	弊社の考え方
【公表期間について】 2. ソフトウェア開発着手後の「18ヶ月以内」の短縮 (1) 期間全体についての短縮の検討について <u>ソフトウェア開発着手から提供開始までの期間(「18ヶ月以内」)</u>についても、短縮すべきと考えます。 公表からソフトウェア開発着手までの200日間についての議論だけではなく、ソフトウェア開発着手後の期間を含めた、全体の期間について短縮を検討することにより、早期のサービス提供を実現すべきと考えます。(P. 32参照) (2) ソフトウェア開発について ソフトウェア開発から提供開始までの「18ヶ月以内」の期間短縮について、NTT東西地域会社側の努力が十分であるとは考えにくいのが現状であります。 従って、今後において、主に以下の2点について継続的に議論する必要があると考えます。 A. <u>ソフトウェアの規模等に応じて、可能な限り開発期間の短縮をはかる</u> B. <u>ソフトウェア開発の受託先を複数にすることで競争促進をはかる</u> * <u>ソフトウェア開発の委託先については、NTTコムウェアだけでなく、NTT東西地域会社との資本関係の有無に関わらず、他社にも委託すべきと考えます。</u> 例えば入札制等により、業者間の競争促進をはかり、価格や期間等の面について効果を発揮すべきと考えます。 また、機能毎に、①NTTコムウェア、②それ以外のNTTグループ会社、③その他の業者、それぞれへの委託比率を示していただき、今後の改善に向けて努力すべきと考えます。 【KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKnet、CTC、HTNet、CTNet、STNet p31】	○ソフトウェア開発期間については、早期サービス提供及び他事業者への早期機能提供に向け、平成9年度着手分より、24ヶ月から18ヶ月に短縮してきたところです。 ソフトウェアの開発は、要望項目毎の単独開発ではなく、プログラム相互間の連携をはかる必要があることから、開発効率をあげるために、他事業者要望のみならず、弊社計画に基づく開発も含め、接続約款に規定する期間(18ヶ月)及び年2回の着手(7月、1月)のルールに基づき運用を行っているものです。 しかしながら、ご要望に対しては、弊社並びに他事業者とも音声系サービスの開発要望が減少し、全体の開発量が減少している状況等により、開発コスト低減に向けて、開発体制の縮小を図ることが必要となってきたところではありますが、その体制の範囲内で開発期間を短縮する工夫を行い、その実現に向け努力する考えです。従って、開発するシステム、ソフトウェアの開発規模、開発の容易度等により短縮可能な開発につきましては、開発期間の短縮化を実施する考えです。 なお、個別の開発内容毎の検討は必要であることから、開発するシステム、ソフトウェアの開発規模、容易度等により18ヶ月間かかることもあり得ることを申し添えます。 ○ソフトウェア開発の委託先については、既存システムの改良・改版は、当初システム開発委託先に委託することが効率的と考えております。新規システムについては、機器選定を含め広く検討し、選定しているところです。

他事業者意見

【周知方法について】

○草案に賛成いたします。

説明会の通知及び開催について改善していただきたいと考えます。

説明会の周知内容は、用途等、他事業者が自らの利用に有用であるか否かの判断が可能なレベルを要望いたします。

○NTT東西地域会社内の「指定設備利用部門」と接続事業者との公平性が担保されることが前提であると考えます。

情報の公表については、リアルタイムで広く周知することが望まれることから、官報公示のみならず、接続事業者が即時にかつ容易に情報を入手することが可能な状態を担保していただきたいと考えます。（「網機能提供計画」に加え、自主ルール「接続に関する情報開示（インタフェース関連）」等についても同様。）

【KDDI、JT、TTNet、C&W IDC、MCIワールドコム、HOTnet、TOHKnet、CTC、HTNet、CTNet、STNet p34】

弊社の考え方

○現状、他事業者周知については、必ず個別周知を行い、説明会への参加申込みを募っております。（下表参照）

◆網機能提供計画届出の説明会開催状況

No	計画番号	届出日	説明会事業者案内状況			説明会開催日	参加者数	自己利用、共同利用又は他事業者利用の別
			ホームページ掲載 （説明会案内掲載）	官報掲載日 （説明会案内掲載）	他事業者案内送付日			
1	H9-1	H6.2.5	H6.2.12	H6.2.19	H6.2.5	H6.3.5	69	自己利用
2	H9-2	H6.2.5	H6.2.12	H6.2.19	H6.2.5			自己利用
3	H9-3	H6.2.5	H6.2.12	H6.2.19	H6.2.5			共同利用
4	H10-1	H6.5.28	H6.6.4	H6.6.15	H6.6.15	H6.7.6	125	自己利用
5	H10-他1	H6.5.28	東:H11.11.30 西:H11.11.30	東:H11.11.30 西:H11.11.30		他事業者要望のため説明会なし		他事業者利用
6	H10-他2	H6.5.28	東:H11.11.30 西:H11.11.30	東:H11.11.30 西:H11.11.30				他事業者利用
7	H10-他3	H6.5.28	東:H11.11.30 西:H11.11.30	東:H11.11.30 西:H11.11.30				他事業者利用
8	H10-2	H6.6.23	H6.6.30	H6.7.9	H6.6.24	H6.7.22	110	自己利用
9	H10-3	H6.6.23	H6.6.30	H6.7.9	H6.6.24	H6.7.22		自己利用
10	H10-4	H6.6.23	H6.6.30	H6.7.9	H6.6.24	H6.7.22		共同利用
11	H10-5	H6.8.31	H6.9.6	H6.9.16	H6.9.1	H6.10.15	117	共同利用
12	H10-6	H6.9.17	H6.10.8	H6.10.4	H6.9.1	H6.10.15		共同利用
13	H10-7	H6.12.23	H6.12.27	H7.1.10	H6.12.24	H7.1.18		共同利用
14	H10-8	H6.12.23	H6.12.27	H7.1.10	H6.12.24	H7.1.18	124	自己利用
15	H10-9	H7.2.17	H7.2.24	H7.3.2	H7.3.2	東京:H11.3.17 大阪:H11.3.19	100	共同利用
16	H10-10	H7.2.17	H7.2.24	H7.3.2	H7.3.2	東京:H11.3.17 大阪:H11.3.19		共同利用
17	H11-他1	H7.6.7	H7.6.13	H7.6.16	H7.6.8	東京:H11.6.23 大阪:H11.6.25	126	他事業者利用
18	H11-他2	H7.6.7	東:H12.12.25 西:H12.12.25	東:H12.12.25 西:H12.12.25		他事業者要望のため説明会なし		他事業者利用
19	東H11-1 西H11-1	H7.7.14	東:H11.7.21 西:H11.7.21	東:H11.8.5 西:H11.8.5	H11.8.2~5	東京:H11.8.25 大阪:H11.8.27		自己利用
20	西H11-2	H7.7.14	西:H11.7.21	西:H11.8.5	H11.8.2~5	東京:H11.8.25 大阪:H11.8.27		共同利用
21	東H11-2 西H11-3	東:H11.7.15 西:H11.7.23	東:H11.7.21 西:H11.7.21	東:H11.8.5 西:H11.8.5	H11.8.2~5	東京:H11.8.25 大阪:H11.8.27	82	自己利用
22	東H11-1変 西H11-1変	H11.12.2 変更届出	東:H11.12.8 西:H11.12.8	東:H11.12.24 西:H11.12.24	H8.4.3	東京:H12.4.19 大阪:H12.4.21		自己利用
23	東H11-3 西H11-4	H8.3.2	東:H12.3.9 西:H12.3.9	東:H12.3.24 西:H12.3.24	H8.4.3	東京:H12.4.19 大阪:H12.4.21		共同利用

○弊社と他事業者との間で、健全なサービス開発競争が行われるよう、検討のフェーズにあわせ、順次必要な情報を開示していく考えです。【別紙3参照】

他事業者意見	弊社の考え方
【網提供計画の適用範囲について】 ○答申案において、網機能提供計画の対象外として、 ルータ、DSLAM(G992.2 AnnexC準拠)、スプリッタが挙げられておりますが、 ルータ及びDSLAMにおいては、対応するプロトコルによる接続性、また上位レイヤでの接続性等により、機能の詳細な仕様が、一概には、特定できないため、網機能計画の開示対象範囲とし他事業者が確認できる機会を与えることが必要と考えます。なお、意見受付期間を設けることにより、サービスの早期実施の観点については、改善可能ですので、網提供計画の適用範囲としていただけるよう強く要望いたします。 【イー・アクセス p9 ①】	○「ルータ、DSLAM (G992.2 Annex C 準拠)、スプリッタについては、装置の開発のペースも速く、網機能の追加・変更が頻繁にあると考えられ、又、装置自体、接続を前提として開発されたものが殆どであることから、今までのところ網機能の提供に関して問題となったこともないため、網機能計画の対象外とすることが適当である。」との答申草案に賛同します。 網機能提供計画の適用範囲の見直しにより、「IT 社会に適した新サービスの早期提供が促進されることが期待される」ものと考えております。 なお、網機能提供計画の適用範囲外であっても、検討フェーズに応じ、他事業者の準備期間を考慮した時期に、所要の情報提供を行い、円滑な相互接続を推進する考えであり、問題は生じないものと考えております。 また、ベンダ等の主導で開発された装置により実現する機能については、網機能提供計画制度による公表になじまないものと考えます。(ベンダの了解・協力が不可欠であり、そのような了解・協力が得られない場合は、最悪装置の調達そのものが不可能となります。) イー・アクセス殿のご指摘の詳細なインタフェース条件の開示については、着手前(ルータ等は購入前)の時期での開示は困難であり、現状においても接続に向けた事業者間協議における開示により対応しているものと考えております。 (「接続性」については、必要により「接続試験」の実施について協議し、対応しているところです。)

他事業者意見	弊社の考え方
【光ファイバ設備の故障検知】 ○また、局外任意区間の光ファイバ設備の保守や責任分界の問題については、NTT地域会社が光ファイバ設備の故障検知をする必要があるという視点から離れ、設備借用事業者がその責任にて顧客へのサービス提供を保守し、故障検知することを可能にすれば相当部分が解決できると考えます。 【MCIワールドコム 5】	○現行提供している光ファイバ設備のアンバンドルにおいても弊社が故障を検知するのではなく、他事業者に故障検知していただき弊社へ申告いただくようにしているところです。申告に基づき、提供区間(FTM～FTM間等)において測定した結果弊社の光ファイバ設備の故障であることが特定できた場合、基本的に当該区間(FTM～FTM間等)において故障芯線を予備芯線に切り替えて対応します。その後、故障箇所については調査／修理を行います。 局外任意区間についても基本的に対処方法は同じであると考えますが、 ①接続形態によっては、弊社だけでなく他事業者においても、光伝送区間の一部である弊社提供区間が故障であることを特定することが技術的に困難である ②提供区間において切り分け作業や心線切替え作業を実施するためには、マンホール内等においてクロージャの開閉作業が伴うことから、故障修理のための準備(道路使用許可、交通整理員の手配等)や当該作業(クロージャの開閉、切り分け、心線切替え)に多大な時間を要することから、他事業者のご利用方法によってはサービス回復までの時間が相当に長期化する可能性がある 等の課題があると考えられるため、具体的な要望をもとに十分な検討が必要であると考えます。

他事業者意見	弊社の考え方
【DSM－I, TCMに関する費用負担】 ○モジュールBについては基本機能と整理されており、これを小容量化したDSM－Iが個別負担として整理されることについては問題があると考えます。 【JT p14 (3)①】 ○本機能(TCM)は、DSM－Iと同様の位置付けで、ネットワークが本来有すべき機能であり、基本的な接続機能であると考えます。 ○個別のメニューを作成し、GC交換機に含めて、GC交換機を通過する総トラヒックを用いて接続料を算定するべきと考えます。 【KDDI p10 3】	○費用負担の公平性の観点から、仮に、DSM－Iを加入者交換機能等に含めて回収しなければならないとした場合、弊社を含め他事業者も一般に利用しているModuleB等の現在『中継伝送共用機能』『中継伝送専用機能』『通話路設定伝送機能』の網使用料で回収している伝送装置を含めて、「伝送装置の機能」と位置付け、同一のバスケットで扱い、コスト按分すべきと考えます。 ○米国の州際アクセスチャージにおいても、市内交換機の専用トランクポートや接続事業者と対向する伝送装置は、当該接続事業者が個別に負担しており、受益者負担となっております。 ○また、仮に、TCMを加入者交換機に含めて回収する場合は、ZC接続や弊社のビル間の伝送路を用いてGC接続する場合に利用するTCMも同様に加入者交換機に含めて回収するよう変更が必要と考えます。

他事業者意見	弊社の考え方
【番号ポータビリティに関する費用負担】 ○番号ポータビリティに関する一般番号ポータビリティ実現機能については、現在、その機能を利用する事業者（移転先事業者）に限らず、NTT東西と相互接続を行っている発信事業者に対しても適用され、網使用料の相当するとして全ての呼について接続料の回収がなされています。しかし、この番号ポータビリティの実現により便益を受ける事業者が限定されている現状を踏まえ、優先接続機能と同等の考え方に立ち、限定された事業者（移転先事業者）に按分適用されるべきと考えます。 【大阪メディアポート p1（4）】	○大阪メディアポート殿の意見は当該機能を利用見合いで負担する考え方であり、弊社としても原則として賛成です。しかしながら、一般番号ポータビリティ実現機能の適用については、郵政省（現総務省）の「番号ポータビリティの費用負担に関する研究会」報告書（1999.3）の「番号ポータビリティを実現する機能を基本的な接続機能と捉え、これに係る網改造費用については、「事業者間接続に固有の費用としてでなく、ネットワークが本来有すべき機能を備えるための費用」と見ることで、移転元となる指定設備設置事業者の営業部門と他事業者から公平に回収する接続料（弊社の接続約款における網使用料の相当。）により回収すること」とされ、事業法施行規則で端末系交換機能に含まれるものとされていることから、加入者交換機能と同様の回収方法としているところ です。 なお、接続関連費用の負担の考え方で示されている「基本的な接続機能」の判断基準による、「DSM-I」「TCM」等の費用負担については、本意見と同様に利用見合いの負担とすべきと考えます。

他事業者意見	弊社の考え方
【PHS接続装置の費用負担について】 ○前述の通り、既に網改造料の対象となっている全ての機能について再整理すべきと考えておりますが、対象機能の多くを占めるPHS関連機能のうち、PHS接続装置については、DSM－IやTCMと同様に基本的な接続機能と位置付けていただくことを要望いたします。 【DDI－P p6 3】 ○PHS関連機能のうち、今後も網改造料の対象として取り扱う機能は、「本来はPHS事業者が具備すべき機能をNTT東日本・西日本殿のネットワークにおいて実現している機能」に限定し、その他の機能については「基本的な接続機能」として整理することを要望いたします。 【DDI－P p8 4】	○PHS接続装置は、活用型PHS事業者の専有設備であり、当該事業開業時の協議において、「提供エリア」「提供時期」「回線数」等を活用型PHS事業者の側で決定したいとの要望があり、活用型PHS事業者の個別全額負担を「合意」のうえ、要望通りの設備量を要望時期に提供してきており、既に多大な設備投資を行ってきているところであります。 このようなPHS関連設備について、既に個別負担となっているものを基本的な接続機能として、加入者交換機能のアクセスチャージによる負担に変更することは、直接、PHS接続装置等を利用しない事業者にも負担を求めることとなり、活用型PHS以外の他事業者にとっては、多大な影響があること、また自らの網に当該装置を具備してきた接続型PHS事業者においては、PHS接続装置を自網に設置し、係るコストを100%負担している一方で、活用型PHS事業者用のPHS接続装置が基本機能とされ、アクセスチャージ化により一部費用をあわせて負担することになることは、費用負担の公平性の観点から、極めて問題であり、従来どおり活用型PHS事業者の個別負担とし、そのコストは活用型PHS事業者が自らのアクセスチャージ及び利用者料金で回収することが適当であると考えます。 なお、PHS接続装置については、減価償却後の費用負担の扱いはもとより、可能な限り早期除却に応じる等、最大限の協力を申し添えます。

他事業者意見	弊社の考え方
【加入者交換機接続における溢れ呼の中継交換機迂回接続機能】 ○このような機能は、<u>長期増分モデルの交換機に含まれていると認識しており、ロジックの変更、入力値の変更等は必要なく、現段階で回収されているもの</u>と考えます。従って、新たにメニューを作成する等の措置は必要ないものと考えます。 【KDDI p14 3】	○LRICモデルにおいて、GC－IC間のトラヒックについて「溢れ呼の中継交換機迂回接続機能」によるものは考慮されていないことから、溢れ呼の中継交換機迂回接続機能についてはLRICモデルの交換機に含まれていないと考えております。 ○仮にモデルに含まれているという判断をされるのであれば、モデル全体を加入者交換機接続を前提としたモデルに見直す必要があります。

他事業者意見	弊社の考え方
【個別負担の接続料における算定の見直し】 ○また、個別負担の接続料における算定の見直しについては、自己資本利益率だけでなく、以下の項目についてのご検討いただくことを要望いたします。 ア：設備管理運営費比率などの算定方法の見直し イ：実利用期間に合わせた減価償却費の算定 【DDI－P p9 5】	○網改造料の年額料金の内訳となる、設備管理運営費（減価償却費以外）の算定については、当該装置に関する諸費用を個別年度毎に把握することは困難なことから、指定電気通信設備の取得固定資産価額に対する費用の比率を会計値から求め、当該装置の取得固定資産価額に当該比率を乗じて算定しております。これら会計上明らかとなった数字を用いた算定方法には、一定の合理性のあるものと考えます。さらに「接続料の算定に関する研究会」の報告書（‘99. 7）に基づき、前年度会計値を基に算出する諸比率については、算定実態との乖離をできるだけ小さくするため、当該実績比率の推移を加味し、当年度における予測値を用いており、より適切なものとなっていると認識しております。 また、算定に用いている償却期間については、設備の使用実態に基づく耐用年数を適用しており、適切なものであると考えます。なお、法定耐用年数経過後については、かかるコスト（減価償却費）の請求は行なわないことから、仮に、これを償却後も利用するとしても、設備構築として出資額以上に設備のコストを回収しているわけではありません。（つまり他事業者の負担額の合計金額には変動はありません。）

他事業者意見	弊社の考え方
【電力設備等の扱い】 ○第Ⅵ章 3(4)において多数の装置を基本的な接続機能として捉えることとなったが、これらに伴う電力装置や空調設備等が個別料金算定の対象として捉えられ議論の対象となっているところである。本来電源は装置と密接不可分のものとして、装置毎等に明確に料金算定された接続料と考えており、この方法を採用されることを要望する。参考に申し添えるなら いかなる高級賃貸マンションをも及ばない月額賃貸料で、およそ20倍程という法外な金額である。 【大阪めたりっく 12】	○網改造料における電力設備・空調設備についての負担額については、接続約款 料金表第一表第二網改造料2料金額 2-1算出式に規定により、対象設備の使用電力量に応じ、対象設備の網改造料に含めて算定しています。 網改造料における電力設備・空調設備の設備使用料については、各装置毎(モジュールC、LD-SLT等)の仕様電流値に基づいて算定していることから、大阪めたりっく殿が言われている「各装置毎の料金」は実現していると考えます。 また、高級賃貸マンションと弊社のコロケーション費用の比較をされていると推測されますが、この場合には、弊社のコロケーション費用については、スペース相当の対価に加えて、共用電力設備等の設備使用料も加えた費用であるため、単純な比較は行えないと考えます。仮にスペース相当の対価のみの比較を行ったとすれば、例えば大阪北ビルにてコロケーションする場合のスペース相当の対価は、月額約3.6千円/㎡(維持費等含)であり、近隣の賃貸マンションの相場とかけ離れた水準ではないと考えます。 またコロケーション時における電力設備・空調設備の設備使用料についても、他事業者からの申込電流値をベースとして接続約款に規定された計算式で算定しており、適切なものであると考えます。

他事業者意見	弊社の考え方
	【その他】 ○弊社としては、LRIC導入後において、以前に増して設備の効率化に鋭意努力しているところです。 しかしながら、市内参入を契機とした他事業者からの要望により、多大な設備投資を行なったにも拘らず、現在のところ実績のトラヒックは予測値に対して半分以下となっております。また、来年度以降の設備構築に当たっては、GC接続からIC接続に切り替える等のご要望により、市内参入時に事業者の要望に基づき構築した回線数以上の設備構築が発生する見込みです。 従って、このような他事業者の要望により発生する過剰かつ非効率な設備投資を防止することについては、弊社に起因する非効率性を排除することを目的に導入されたLRICでは考慮されていないことから、「トラヒック保証」や「最低利用期間」を設定し、起因事業者へ応分の負担をしていただく必要があると考えます。

他事業者意見	弊社の考え方
【光ファイバの敷設されていない箇所の扱いについて】 ○現にラストワンマイルのインフラを所有する東西NTT地域会社等の設備を有効利用することが、今後のITを普及させるために必須と考えます。 ○従って、光ファイバの敷設されていない箇所（接続義務が無い箇所）についても、NTT東西両地域会社が事業者要望を受け入れ、より早く・低料金等の好条件で提供する等のルールを以下の「接続ルール見直しについて（第一次答申）」を踏まえ、<u>早急に策定する必要があると考えます。</u> 【KDDI p19 4】	○KDDI殿のご指摘のとおり、現にラストワンマイルのインフラを所有する場合、IT普及のために弊社の設備を有効にご利用いただきたいと考えております。 しかしながら、これまでにファイバが敷設されていないところで新たに敷設するような場合には、建設工事規模や地域事情等によって、必要な工事期間や設備投資額等がそれぞれに大きく異なることも想定されることから、ルール化によって画一的に提供条件を定めるのではなく、状況に応じて個別に対応させていただきたいと考えております。 また、線路敷設権の整理と合わせて、他事業者においても弊社と同等にご用意いただくことが可能となっており、このような箇所においては、弊社だけに敷設の義務を課す必要はないものと考えます。

他事業者意見	弊社の考え方
【NTT管路等について】 ○現在の東西NTT地域会社の接続約款の規定（義務的区間）は、局前の第一マンホールまでとなっておりますが、<u>指定設備にアクセスするための東西NTT地域会社の管路等についても何ら位置づけが変わるものはないと理解しております。</u> <u>○ 従って、当該区間についても東西NTT地域会社の接続約款において規定していただきたいと思います。</u> ○また、その際の費用については、東西NTT地域会社の接続約款に基づく、（正味）帳簿価額をベースとした料金としていただきたいと思います。 【KDDI p20 4】	○義務的区間（弊社通信用建物～工事可能な最も近いマンホール）については、弊社との相互接続に必要不可欠であり、他事業者が自ら設置困難な区間であることから、義務として帳簿（正味）価額をベースとした料金による提供を行っております。 一方、一般区間（義務的区間以外の区間）については、弊社通信用建物内の指定電気通信設備への接続を目的としたものとは異なり、自前掘削が可能であること、他の設備保有事業者からの管路等の調達が可能であること、専用線・ダークファイバー等による回線調達が可能であることにより、ルートを選定等も含め代替手段もあるため、常に弊社の管路設備のみを利用する必然性はなく、ボトルネック性もないことから、義務的区間における料金の適用が前提となるものではなく、あくまでも民民契約に基く再調達価格ベースでの提供が前提であると考えております。 一般区間については、平成13年4月1日に施行された「公益事業者の電柱・管路等の使用に関するガイドライン」に基づき、弊社も「標準実施要領」を作成・公表し、管路等賃貸の対応を行っているところでありますし、次ページにありますように、他社と比べても遜色のない料金であると考えます。

(参考) ガイドラインに沿った各社の管路賃貸における標準的料金

○各社ホームページで公表の内容（H13.6.15時点）より抜粋

単位：円／（年・条・m）

会社名		管路	とう道	算定方法	備考
電気通信事業者	（東京23区以外） NTT東日本	2,500円～3,500円	6,000円～11,000円	再調達価額ベース	一定の条件を満たせば、更にハーフダクト料金の適用が可能
	（東京23区）	4,000円～8,000円	8,000円～12,500円		
	NTT西日本	1,500円～4,000円	4,000円～10,000円		
	NTTコミュニケーションズ	2,500円～8,000円	-	再調達価額ベース	
	KDDI	2,500円～8,000円	10,000円～16,000円	料金 再調達価額ベース	
	JT	-	-	再調達価額ベース	
電力事業者	北海道電力	1,100円	3,780円	再調達価額ベース	ハーフダクト的料金
	東京電力	2,500円～7,500円	-	再調達価額ベース	
	中部電力	1,100円	-	再調達価額ベース	
	関西電力	-	-	再調達価額ベース	
	中国電力	1,082円	-	再調達価額ベース	

－：標準的料金の記載なし

他事業者意見	弊社の考え方
【メタルケーブルへの収容替えについて】 ○第Ⅶ章として現在光設備に収容されている回線に関してである。メタリックケーブルへの収容替えについては、光設備への収容は利用者の意思で選択したものでもなく、DSLサービスにおいてはサービス享受の機会不均等とも考えられる。ユーザ要望に沿った収容替えを実施することとされるよう明確に示されたい。以下に参考事例を列挙する。 ①光設備に収容されているがビルMDFにはメタリックケーブルがない。しかし管路設備も空いており、直前20～30mでメタリックケーブルが導入できるが、敷設工事を実施しないという事例がある。 ②光設備からの収容替えするメタリックケーブルはあるが、直接電話局から接続されている対数に空き回線がない。この場合新設電話時には実施する柱上等での接続替えによる回線引き込みもDSLサービスでは実施しない。これはOCN、ISDN等でも実施されていることであるという不公正極まりないことがある。 ③さらに極端な場合は空メタリックケーブルがあるにもかかわらず、現時点明確でない専用線や空き部屋さらには故障対策と称してメタリックケーブルを将来的に確保したまま、DSLサービスに提供しない例がある。 【大阪めたりっく 13】	○光収容回線においても、メタル線路設備がある場合には、メタル線の撤去計画がある場合等特別なケースを除いて、収容替えに対応可能とするよう、その際の費用負担の考え方を含め制度化すべく現在検討を進めております。 光収容において残置メタルがある場合の取扱いについては、近々、本制度化すべく検討中であります。 ただし、収容局からユーザ宅の一部において、メタル線路設備が存在しない場合は、DSLサービスの提供に時間を戴くか、もしくは提供できない場合があります。 なお、需要が明確でない専用線や故障対策と称してメタリックケーブルを将来的に確保するという事実はありません。

他事業者意見	弊社の考え方
【回線名義人情報について】 ○DSL加入に際し、東・西NTT殿への行政指導の対象となった「回線名義人と申込者名義の一致に関する確認とその手続き」に関する諸問題は、第二種電気通信事業者が「非接続」の形態で「異名義割引サービス」を利用して利用者に提供してきた再販サービスにおいても同様な問題があることから、これについても答申案又は行政指導で示された改善措置の考え方が適用されるべきである。 【テレサ協 p5 3】	○既存の「異名義割引サービス」に関しては、NTTコミュニケーションズのサービスであり弊社としては、お答えできる立場にありませんが、弊社が今年10月提供予定の異名義向けワリマックスのサービスについては、具体的な要望を伺って協議していきたいと考えております。

他事業者意見	弊社の考え方
1. 現状 ・ 固定発携帯着には、NTT地域発信のものだけでなく、当社の直収サービス※1ユーザ等から携帯へ発信するものがあり、いずれも料金設定は携帯事業者が行っています。 ・ 平成11年度における市場規模は7, 000～8, 000億円と推計され、国際電話市場(2, 550億円)の約3倍の規模になっています。 ・ 一部の事業者を除き、依然として固定発携帯着は携帯発固定着の料金と比較して2倍程度の格差があります。 (中略) 3. 当社から見た問題点 ○公正競争上の問題 ・ 中継系事業者と携帯事業者の合併・系列化・提携、サービスのパッケージ化等の動きの中で、競争が十分機能していない市場の存在は、公正な競争を歪めるおそれがあります。 ・ 固定発携帯着は市場の規模も大きく、通信市場全体に与える影響も小さくありません。 ○利用者利便確保上の問題 ・ 一部の携帯事業者が設定する料金を除き発着料金が非対称で、当社の直収ユーザが負担する料金が割高となっていることから、利用者利便を損ねています。 4. 当社の要望 ・ 公正競争と利用者利便の確保の観点から、文書指導後の状況を注視し、料金格差是正に向けて的確で迅速な措置を要望します。 ・ 措置を講ずるにあたっては、透明性の確保を要望します。 【NTTCom p1・p2】	○昨年から弊社の接続料金にLRICが導入され、接続される他事業者の負担が大幅に軽減され、固定電話の市内通話等も値下げてきていることを考慮すれば、固定電話利用者のサービス性向上のためにも、携帯事業者様が設定する固定発携帯着の利用者向け料金も更に低廉化されることが期待されます。